第１号意見書案

インターネット上の人権侵害を解消するための社会環境整備を求める意見書

インターネットは私たちの日常生活において情報伝達の手段として、個人のライフスタイルにも大きな変化をもたらすだけでなく、社会全体にも重要な変化をもたらしてきた。

　今後、「Society5.0」の到来により、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されているが、インターネットによるコミュニケーションは、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くことがある。

　このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

　大阪府議会では、インターネット上で発生している人権侵害を解消するため、実効性のある法整備を速やかに行うよう強く要望する旨の意見書を、2019（令和元）年12月に全会一致で可決し、国に提出している。

また、大阪府においても、2021（令和３）年７月に、当面の緊急的な措置として、プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責やサイトブロッキングの実施等の実効性のある事後的対処方策を提案した。

　さらに、令和４年２月定例会において、議員提出条例として、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を制定した。

　しかしながら、インターネットの性質を考えると、その対策は地方自治体では限界があり、本来、国が行うべきものである。

よって、国においては、インターネット上の人権侵害の深刻な現状とこうした地方自治体の動きを十分に認識し、インターネット上で発生している人権侵害に対処するため、実効性のある社会環境整備を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第２号意見書案

在日米軍における新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が国民生活に大きな影響を及ぼしてから２年が経過している。第６波にあってはオミクロン変異株がこれまでにない感染力で猛威を振るっており、昨年末より政府は渡航制限や入国制限などの方策を尽くしてこられたと認識している。

しかしながら、日本国内での検疫などの水際対策の整備については、政府は検疫において国内の対応と整合性のとれるような措置を米側に申し入れてはいるがあくまでもお願いベースであり、昨今の報道においても、在日米軍の米国出国前などの検査について、日本側が求める「抗原定量検査」ではなく、より検査精度が落ちる簡易な「抗原定性検査」を実施していたことが明らかになっている。

米軍基地や日米地位協定が防衛に関する事項であることは十分認識するところではあるが、各自治体の住民の生活に直結する内容もあり、今般のような感染症対策においては生命そのものに多大な影響を及ぼしかねない。

よって、国においては、国内において日本国民と同等の感染症対策を実施するよう、在日米軍に以下の事項を求めることを強く要望する。

記

１．在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策については、日米両国の責任において、引き続き徹底の強化を図り、常に最善の措置を取るよう、緊密に連携して取り組むとともに、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供に努めること。

２．日米間では在日米軍施設・区域における環境問題について協議する「環境補足協定」が結ばれているが、感染症問題についても同様の補足協定等を整備するなど、日米地位協定の運用改善を早急に行うこと。

３．2018（平成30）年７月に全国知事会において全会一致で採択された日米地位協定に関する提言「米軍基地負担に関する提言」について積極的に取り組むこと。

　 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

厚生労働大臣

防衛大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第３号意見書案

社会福祉施設における感染症対策の充実に関する意見書

オミクロン株の流行を主とする新型コロナウイルス感染症の第６波は、感染防止対策の徹底に努めている高齢者施設においても、クラスターの発生を抑制することができない状況となった。その要因や課題としては、大きく３点あると考える。

　第一に、高齢者施設は、介護職員と施設利用者の濃厚接触を前提とした業務となっており、感染拡大防止のためのゾーニング等も想定されておらず、介護職員が感染した場合に、検査結果の迅速な把握が必要であるものの、検査キットが入手困難であり、その上、頻繁に検査するためには、相当の費用がかかることとなる。

　また、その他の感染防止に必要な備品や消耗品についても、介護報酬は今回のような事態を想定した報酬体系になっておらず、国は、今回の事態を受けて、「かかり増し経費」について補助を行ってきたが、必ずしも十分とはいえない。

　第二に、重症化の恐れがある高齢者が急速に増加した場合、本来は入院治療した方が望ましい人についてもなかなか入院ができない状況や、病床を確保するために状態の安定した人が施設に戻った場合に、第三者に感染させる可能性のある状況であれば、新たなクラスターの要因にもなりかねない。

　第三に、高齢者施設をはじめとする社会福祉事業については、利用者のケアに要する経費の増大や施設利用等の手控え等によって大きな収入減少となり、事業の運営継続に不安を抱いている事業者もいる。さらには、介護人材の確保は、喫緊の課題であり、コロナ禍により、さらに人材確保の困難さが増している。こうした実情を踏まえ、厚生労働省は、高齢者施設において従事する職員の賃金をアップするための補助制度を整備したと理解している。

　しかしながら、2022（令和４）年２月から９月の間の処遇改善支援補助であるにも関わらず、収入を継続して引き上げるための措置、すなわちベースアップに活用することを補助の条件としており、10月以降については、介護報酬の改定を調整検討するというのみであり、基本的な収入を介護報酬に依存する高齢者施設において、安心して職員の処遇改善に補助金を活用することができない実態がある。

以上のことから、国においては、次の事項について、早急に取組みを講じるよう強く求める。

記

１． 高齢者施設をはじめとする、濃厚接触が業務の前提となる様々な社会福祉施設において、感染拡大が起こらないよう、施設管理者が安心して対策を講じるための費用負担と必要な資材の確実な現物配付のための仕組みを構築すること。

２． 高齢者施設を利用する人は今後も増大することが明らかであることから、病床を確保するための方策として、容体が安定した高齢者が施設に戻るまでの間、しっかりと介護を受けながら、療養できるための体制を地域に構築すること。

３． 社会全体を支える重要なエッセンシャルワーカーの分野である、高齢介護、障がい者福祉、保育などにおいて、安心して、事業が継続できるよう、人材の確保方策を検討するとともに、人材の確保につながるようなしっかりとした公的報酬体系を再整備すること。

４． 今回整備された介護職員の処遇改善支援補助金については、事業者が安心して職員のベースアップに取り組むことができるよう、制度を見直すこと。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

各あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第４号意見書案

精神保健医療福祉の改善を求める意見書

障がい者に対する虐待は、人としての尊厳を害するものであり、障がい者の自立や社会参加の促進をする上で、虐待を防止することは極めて重要なことである。障がい者虐待の通報件数は年々増えており、本府においても、2019（令和元）年度に寄せられた障がい者虐待に関する相談、通報、届出等は1241件、そのうち虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（虐待判断事例）は188件であり、いずれも前年より増加している。

　障害者虐待防止法において、市町村への通報が義務付けられているのは、「養護者に対する虐待」、「障害者福祉施設等従事者による虐待」、「使用者による虐待」に限られており、医療機関を利用する障がい者に対する虐待防止等は規定されているものの、通報の義務はない。医療機関に入院等をしている障がい者に対する虐待は、治療・回復しようと思っている人の人権を踏みにじるものであり、虐待防止の取組みと併せて、早期の発見と対応が求められる。

　一昨年、神戸市の精神科病院で痛ましい事件があった。患者、家族は一般的に精神疾患や治療に関する情報、知識を十分に得ているとは言えず、自身や家族が発症して初めて精神科医療と接点を持つことが多いのが現状である。このことが、拘束、隔離、投薬等で不適切な処遇が行われたとしても、患者本人、家族が声を上げることができない要因のひとつとなっている。一方で、医療機関としても、限られた医療機関体制の中で精一杯の対応をしているところだが、障がい者等が安心して医療を受けられる体制を確保するため、医療機関の実情を丁寧に把握し、改めて医療機関体制の在り方を検討する必要がある。

　よって、国においては、障がいを有しても、誰もが人として尊重され、地域社会の一員として暮らし続けられるよう、また、精神医療をより良いものとするため、次の事項に取り組むよう強く要望する。

記

１．障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を改正し、虐待発見時の市町村への通報義務の対象として医療機関における虐待も加えること。

２．精神科病院における患者の権利や尊厳を確保するため、医療機関が抱える課題等の実情も踏まえた上で、患者への適正な処遇や適量投薬を確保するためのガイドライン策定等の取組みを推進し、精神科病院を取り巻く環境整備を強化すること。

３．治療方針の意思決定支援の充実、インフォームド・コンセントの徹底、さらにはＳＤＭ（共同意思決定）を取り入れ、患者の能力が不十分な場合においては代理者（アドボケイド）を選任できる体制を整えること。

４．入院中心の政策から、地域で生活することを中心とした政策へ転換を進める移行期において、精神科病院の勤務者が心にゆとりを持って働くことができるよう支援し、人員増員等による労働環境の整備充実、教育・研修の拡充等の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第５号意見書案

緊急事態に対応できる国づくりに向けた建設的な議論を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害をもたらしてきた。この間、全国の９割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。さらに、医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態も発生した。

また、今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されている。東日本大震災の際には、道路をふさぐ震災ガレキの撤去の遅れにより支援物資の輸送に遅れが発生し、被災した地方自治体の機能停止も問題となった。

我が国は、大地震や感染症その他の異常かつ大規模な災害に対して、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、我が国の憲法にはこのような緊急事態に対応するための規定がないことから、多くの課題を残してきた。

感染症は全国に影響を及ぼし、大地震などの自然災害もどこの自治体であっても被災地になり得る。したがって、感染症や自然災害に強い社会をつくることは、全国民的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は、緊急時において国民の命と生活を守ることにある。国民は、緊急時に国民の命と生活を守るための施策と法整備、さらには根拠規定たる憲法について、国会が建設的な議論に取り組むことを期待している。

よって、国においては、緊急時に対応できる国づくりに向け、建設的かつ広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

法務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

防衛大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第６号意見書案

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の現場の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組みをはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、国においては、子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について、次の事項に取り組むよう強く求める。

記

１．全ての子どもたちの学びの継続のために、

全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるよう、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した所要の措置を講じること。

２．医療への適時適切なアクセスのために、

地域住民が安心して医療にアクセスでき、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるよう、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」に繋がることができるための取組みを強化すること。

３．新しい分散型社会の構築のために、

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組みを強化すること。

４．持続可能な地域の医療と介護のために、

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するＩＣＴ技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するため、その機能と安全性を適切に評価し、人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

５．地域住民の安全で安心な移動のために、

政府では、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を2017（平成29）年度より全国18箇所で実施してきたが、こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるよう、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

総務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（地方創生）

大阪府議会議長

鈴木　　憲

第７号意見書案

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している。また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021（令和３）年11月19日閣議決定）において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することが決定し、2022（令和４）年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることになっている。

そこで、この介護職員の処遇改善に当たっては、今回の臨時の報酬改定とともに、原則３年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を進め、地域の介護サービスを持続可能なものとするため、国においては、次の事項に取り組むよう強く求める。

記

１．臨時の報酬改定（2022（令和４）年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の２つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。

２．「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。

３．原則３年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組み合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

　令和４年３月　日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

各あて

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

大阪府議会議長

鈴木　　憲